

長野市議会基本条例

逐条説明

平成27年10月

長野市議会

長野市議会基本条例

平成21年9月25日

長野市条例第40号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
 - 第2章 議員の責務及び活動原則（第4条・第5条）
 - 第3章 議会運営の原則（第6条・第7条）
 - 第4章 議会の機能の強化（第8条—第11条）
 - 第5章 市民との関係（第12条—第15条）
 - 第6章 市長等との関係（第16条—第19条）
 - 第7章 議会改革の推進（第20条）
 - 第8章 議員の政治倫理（第21条）
 - 第9章 議会事務局及び議会図書室（第22条・第23条）
 - 第10章 補則（第24条・第25条）
- 附則

前文

地方分権の進展に伴い、地方公共団体が自らの責任と判断により、立案し、決定し、処理すべき事務の範囲は、拡大してきた。また、住民の求めや要望の変化に伴い、地方公共団体が処理する事務は、高度化・多様化してきている。

地方公共団体の役割と責任が拡大する中であって、基礎自治体である市町村への権限移譲が進むなど、住民に身近な市町村の役割は一層重要になっており、これに伴い、市町村の議会及びその議員が果たすべき役割及び責務の重要性は、ますます増大してきている。

これに対し、議会は、多様な住民の意思を把握し、議会における審議及び審査を通じて地方公共団体の運営に反映しつつ、地方公共団体の意思の決定を行う機能と首長その他の執行機関の監視を行う機能とを担っているが、十分にその機能を果たしていないのではないかとの指摘もある。住民を代表し、これらの機能を担う議会及び議員は、その役割及び責務を再認識するとともに、その機能をより充実強化し、住民の信託にこたえることが求められている。

市議会は、これまで市民に分かりやすく、開かれた議会運営に努めるとともに、政務活動費の透明性の向上を初めとする議会の改革・活性化に取り組んできた。市議会は、これまでの取組を更に進め、より市民に身近な議会運営に努めるとともに、常にその機能を充実強化し、最大に発揮し、併せて、議員間の討議等を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等に努めなければならない。

ここに、市議会は、市民の意思を反映する市議会及び議員の在り方を改めて明らかにし、市民が市長及び市議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、市長その他の執行機関と互いに切磋琢磨しつつ、市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

【説明】

- 議会基本条例制定の背景、経緯、必要性等を示し、長野市議会の決意を表明したものです。

地方分権の進展等に伴い、地方公共団体の役割と責任が拡大する中で、市民に身近な基礎自治体の役割は一層重要になっています。これにより、二元代表制の一翼を担う議会及び議員が果たすべき役割及び責務の重要性は、ますます増大しています。

一方で、議会は、その機能を十分に果たしていないのではないかとの指摘もあることから、議会及び議員は、その役割及び責務を再認識するとともに、機能をより充実強化し、市民の信託に応えることが求められています。

議会は、これまでの取組を更に進め、より市民に身近な議会運営に努めるとともに、政策立案、政策提言等に努めなければなりません。

そこで、議会は、市民の意思を反映する議会及び議員の在り方を改めて明らかにし、市民が市長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、市長その他の執行機関と互いに切磋琢磨しつつ、市民全体の福祉の向上及び市政の発展に貢献することを決意し、この条例を制定しました。

第1章 総則

目的

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、市民との関係、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の厳粛な信託に的確にこたえ、もって市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

【説明】

- この条例は、地方自治の本旨である住民自治と団体自治に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、市民との関係、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の厳粛な信託に的確にこたえ、もって市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とします。

基本理念

第2条 議会は、市政における唯一の議決機関として市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

【説明】

- この条例の基本的な考え方を定めています。
- 市民が直接選挙で選んだ議員で構成されている議会は、市民全体の代表としての責任があります。議会は、市民の意見を把握し、公平かつ公正な議論を尽くすことで、市民の意思を市政に反映させ、市民全体の福祉の向上及び市政の発展の実現を目指すものです。

基本方針

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 議会活動を市民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。
- (3) 議会の本来の機能である政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- (4) 提出された議案を審議し、又は審査し、及び独自の政策立案又は政策提言に取り組むこと。
- (5) 議会改革を継続的に推進すること。

【説明】

- 第2条の基本理念にのっとり、議会活動を行う上での基本方針を定めています。
- 議会報（ながの市議会だより）、市議会ホームページ等の様々な媒体、議会報告会等の様々な機会を通じて、積極的に情報の公開を行っています。
また、議会傍聴時等において、児童一時預かりサービス、手話通訳及び要約筆記サービスを行い、市民が参画しやすい開かれた議会運営に努めています。
- 市民との意見交換会、参考人招致、市民アンケート等の様々な広聴手段を活用して、市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映するよう努めています。
- 様々な市民意見を踏まえた上で、市長提出議案の議決、修正議決（平成19年3月長野市立公民館条例の一部を改正する条例、平成20年12月長野市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例）などを行っています。また、議決権、検査権、調査権など多くの権限を通じて、市長等の事務の執行について監視及び評価を行います。
- 市政の課題を把握した上で、提出された議案を活発に審議、審査するとともに、課題解決のために、議会として独自の政策立案又は政策提言に積極的に取り組んでいます。
- 市民意見や社会情勢の変化等を踏まえ、議会改革を継続的に行っていきます。

第2章 議員の責務及び活動原則

議員の責務及び活動原則

- 第4条 議員は、地域の課題のみならず、市政全般の課題及びこれに対する市民の意思を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動し、市民の厳粛な信託にこたえるものとする。
- 2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。
 - 3 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。
 - 4 議員は、議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の討議を重んじなければならない。

【説明】

- 議員が、市民全体の代表者であるという観点から、果たすべき責務及び活動原則を定めたものです。

会派

- 第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
- 2 会派は、基本的政策が一致する議員で構成し、活動する。
 - 3 会派は、政策決定、政策立案、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【説明】

- 理念や政策を共有する複数の議員で構成する会派について定めたものです。

第3章 議会運営の原則

議会運営の原則

第6条 議会は、合議制の機関として、円滑かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

- 2 議会は、市民に開かれた議会運営を行わなければならない。
- 3 議会は、議長又は副議長を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。
- 4 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

【説明】

- 議会運営の原則について、第1項から第3項までは議会に関する原則を、第4項は議長に関する原則を定めたものです。
- 長野市議会では、本会議だけでなく、委員会においても原則公開としています。
- 正副議長の選出過程を透明化するため、平成15年10月の正副議長選挙から、正副議長を志す議員による所信表明会を開催しています。

委員会

第7条 常任委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

- 2 特別委員会は、市政の課題に対応して特に必要がある場合に柔軟に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。
- 3 委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）は、その審査に当たって、資料等を積極的に公表しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 4 委員会は、地域住民に関係が深く、かつ、関心の高い事案について審査又は調査しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。

【説明】

- 委員会は、議会が意思決定機関としてその機能を十分に発揮するため、本会議において全ての案件を審議するよりも、より合理的、能率的に審議活動を行うことを目的として設置されている議会の内部機関です。
- 常任委員会は、市の広範囲にわたる事務を合理的、能率的に審査し、調査するため、部門ごとに分かれて、議案、請願等の審査や市の諸課題の調査を専門的に行います。
- 議会運営委員会は、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について調査を行い、議案、請願等を審査します。
- 特別委員会は、市政の課題など特定の案件について調査研究するため、必要に応じて設置するものです。

第4章 議会の機能の強化

議会の機能の強化

第8条 議会は、政策決定並びに市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する機能の強化を図るものとする。

【説明】

- 議会は、二元代表制の一翼を担う意思決定機関として、議決権等の権限を通じて、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、条例案や提言書を作成し、提出することなどにより、この条例に定める目的、基本理念の実現を目指すものです。

検討会等の設置

第9条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会等を設置することができる。

【説明】

- 常任委員会、特別委員会等とは別に、議会の活性化を図る目的で、長野市独自に検討会等の設置を定めたものです。検討会等での取組としては、条例案や決議案の提出などがあります。

議員間討議

第10条 議員は、議会の機能を発揮するため、委員会及び前条の規定により設置される検討会等において、積極的な議員間の討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に取り組むものとする。

【説明】

- 議員は、市長等への質問や質疑だけでなく、委員会や検討会等において議員間の討議を行い、少数意見も尊重しながら十分に議論を尽くし、合意形成を図る重要性を定めたものです。

政務活動費

第11条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うものとする。

2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

3 議会は、政務活動費の収支報告書を公表すること等により、政務活動費の透明性の向上に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、政務活動費に関しては、別に条例の定めるところによる。

【説明】

- 政務活動費に関しては、別に「長野市政務活動費の交付に関する条例」（平成13年4月1日施行）を制定しています。
- 政務活動費の適正な執行について、平成17年4月から長野市議会政務活動費運用指針（平成25年2月までは長野市議会政務調査費使途基準運用指針）を定めています。また、調査研究の目的、内容、結果等を明らかにするため、政務活動費の支出の多くに報告書の作成及び提出を求めています。
- 平成17年度分以降の収支報告書及び領収書等の提出書類の閲覧については、情報公開請求手続は不要としています。
また、平成19年度下半期分の収支報告書から市議会ホームページに掲載しています。

第5章 市民との関係

市民の参画機会の充実

- 第12条 議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。
- 2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条の2（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会制度及び参考人制度並びに法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託の積極的な活用並びに市民との意見交換の場の開催等市民の参画に係る制度の充実を努めるものとする。
- 3 委員会は、請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

【説明】

- 市民の意思を議会活動に反映させるため、第3条第1号及び第2号に規定する議会活動への市民参画について具体的に定めたものです。
- 公聴会の開催又は参考人の招致は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会のいずれの委員会でも実施することができます。
- 専門的事項に係る調査の委託は、平成18年の地方自治法（以下「法」という。）の一部改正により創設されたもので、議案の審査又は当該団体の事務の調査に関し、専門的知見の活用が必要となった場合に、議会が学識経験者等に専門的事項に係る調査を依頼（委託）するものです。議会は附属機関を設置することができませんが、それに代わる措置とされています。
- 請願提出者の意見の聴取は新たな取組であり、その方法は参考人招致により行います。

委員会等の公開等

- 第13条 議会は、開かれた議会に資するため、委員会等を原則として公開する。
- 2 議会は、傍聴者に対して議案の審議又は審査に用いる資料等の提供に努めるものとする。

【説明】

- 長野市議会では、市民に開かれた議会とするため、本会議だけでなく、委員会等も原則公開としています。
- 委員会等の「等」に含まれるものには、第9条の規定による「検討会等」の他、長野市議会会議規則第166条に規定する「協議等の場」があります。
- 平成16年3月定例会から、傍聴者に委員会次第、部別付託表及び請願文書表を配布する他、付託議案及び議案説明資料を閲覧に供しています。また、平成24年12月定例会から、議案説明資料等について配布することとしています。

情報公開の推進

第14条 議会は、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号）の規定による行政情報の公開請求に適切に対応するとともに、議案に対する議員の賛否を公表する等議会が保有する情報の提供に努めなければならない。

2 議会は、会議録及び委員会記録を閲覧できるようにしなければならない。

【説明】

- 議案に対する議員の賛否の公表は新たな取組であり、平成22年2月臨時会以降の議案に対する賛否の状況を議会報（ながの市議会だより）に掲載しています。
- 会議録、委員会記録を第一庁舎行政資料コーナーに備え付け、閲覧に供しています（委員会記録については、平成16年6月30日以降に開催した委員会に限ります。）。
さらに、平成25年7月から市議会ホームページにおいても委員会記録を公開しています（平成25年3月定例会以降に開催した全ての委員会で実施しています。）。

議会広報の充実

第15条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

【説明】

- 長野市議会では、議会報（ながの市議会だより）、市議会ホームページ、議会報告会等の多様な広報手段を通じて、広報活動に努めています。

第6章 市長等との関係

市長等との関係の基本原則

第16条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

2 議会の会議における一般質問は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。

3 市長等及びその補助機関である職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、その趣旨の確認等のため質問することができる。

【説明】

- 議会と市長は、相互に対等な関係にあり、市政運営の両輪として緊張ある関係を保ちながら、相互の理解、協力の上でそれぞれの職責を果たす必要があります。
議会は、行政の適正な執行を確保するため、対等な関係の下で市長等の事務の執行を監視し、評価するという議会の責任を規定したものです。
- 市民に分かりやすい議論とするため、一般質問の質問方式として、一問一答方式も選択できるよう定めたものです（平成21年12月定例会から本格実施）。
- 議員の質疑、質問の趣旨について、市長等による確認のための質問を認めることにより、論点の明確化を図るものです。

重要な政策等の監視及び評価

第17条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討
- (3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

【説明】

- 重要な政策等に関する説明は、本会議、委員会及び会派総会において行われています。
- 重要な政策等については、執行後の評価も十分に審議を行うよう定めたものです。

予算・決算審議における説明

第18条 議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成を求めるものとする。

【説明】

- 予算又は決算の審議に際して、委員会資料として部局別の事項別明細書等の説明資料の作成を求め、予算又は決算の審議の充実を図るものです。

法第96条第2項の議決事件

第19条 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、議会の監視機能上の必要性和市長の政策執行上の必要性和を比較考量し、別に条例で定めるものとする。

【説明】

- 「長野市議会の議決すべき事件に関する条例」（平成27年8月25日施行）を制定し、議決すべき事件を総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止について定めています。

第7章 議会改革の推進

議会改革の継続的な取組

第20条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、長野市議会会議規則（昭和42年長野市議会規則第2号）、長野市議会委員会条例（昭和42年長野市条例第84号）、議会内での申合せ事項等を継続的に見直すものとする。

【説明】

- 第3条の基本方針を実現するため、継続的な議会改革に取り組むという長野市議会の決意と姿勢を定めたものです。
- 議会基本条例制定前の議会改革の継続的な取組として、平成15年10月から平成16年9月までの議会活性化に係る検討と、平成19年11月から平成21年9月までの議会の改革・活性化に係る検討があります。

第8章 議員の政治倫理

議員の政治倫理

第21条 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例の定めるところによる。

【説明】

- 議員の政治倫理に関しては、「長野市議会議員の政治倫理に関する条例」（平成21年6月30日施行）において、議員の責務、行為規範等について定めています。

第9章 議会事務局及び議会図書室

議会事務局の強化

第22条 議会は、議会の政策形成及び立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備を図るものとする。

【説明】

- 議会に関する事務を行っている議会事務局において、議会機能を強化し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査・法務機能の充実、組織体制の強化等を図ることを定めたものです。

議会図書室

第23条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

【説明】

- 議会図書室は、法第 100条第19項の規定により設置し、官報、長野県報、長野市議会会議録の他、国や地方自治行政に関する刊行物、長野市政の発展に寄与する一般図書及び雑誌等の充実に努めています。

第 10 章 補則

他の条例等との関係

第24条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。

【説明】

- この条例を、長野市議会における基本的事項を定めた最高規範性を有するものと位置付け、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例との整合を図るものとしています。

議会及び議員の責務

第25条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の厳粛な信託にこたえなければならない。
2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。

【説明】

- 議会及び議員は、単にこの条例等を遵守するだけでなく、議会運営を通じて、積極的に市民の信託に応えるものとしています。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【説明】

- この条例は、平成21年9月25日に公布され、同日から施行されています。
- 市民意見や社会情勢の変化等を踏まえ、議会改革の推進のため、必要に応じて条例の見直し等を行うこととしています。